

令和4年度 第4回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月13日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室

3 出席委員 (7人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員

4 欠席委員

	3番	大武委員
	6番	宮尾委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

第8 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

農地係 眞坂主事

7. 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は7人です。定足数に達しておりますので令和4年度第4回総会を開会致します。

日程に入る前に、一言ご挨拶申し上げます。

昨年中に第4回総会を予定しておりましたが、吹雪により本日まで延期となりましたことをお詫び申し上げます。

また、酪農情勢につきましては皆様ご存じのとおり、エサの高騰、燃料の高騰で厳しい中、新年早々厳しい話をするのも嫌なのですが、また気を引き締めて新たに、という意味合いも込めまして、本年度1月からエサ代も1,000円程度下がる形になりましたが、それでも安定基金が削減されるということで実質農家の手出しは増えるのかなど。あと加工原料費につきましても10円程度値上げという形であります。厳しい中酪農経営を続けていく中、昨年については国、道、村からのエサの高騰に対する助成金をいただきましたことを、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

今年もそういう情勢ではありますが、農業委員としてはまた農地法も若干変わるということもありますので、皆様のご協力、支持を受けながら委員会を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは日程に入らせていただきたいと思います。

日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第二、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、8番守谷学君、9番木村建二君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

阿部局長 日程第3、事務報告。令和4年10月21日から令和5年1月12日まで。

10月24日、令和4年度第3回猿払村農業委員会総会を役場庁議室にて開催。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、現況証明願について議題とし、全て可決されました。

11月10日、宗谷南部農業推進協議会が浜頓別町で開催されました。阿部局長、末永次長が出席しております。

11月21日から22日、令和4年度のうねんセミナーが札幌市で開催されました。事務局より1名が出席しております。

11月24日から25日、宗谷担い手育成センターの秋の大学訪問を行いました。末永次長が出席しております。江別市酪農学園大学に伺い、学生との交流を行いました。

12月1日、役場交流センターにて令和4年度青年農業者会議が開催されました。管内の青年農業者が集まり、意見交換や日頃の農業経営に係る研究内容や課題についての発表が行われました。

内容については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長

議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和5年1月13日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回提出された法人につきましては、〇〇〇〇となっております。報告につきましては、附属資料見出し議案第1号にチェックリスト、報告書、決算書の写しが添付してありますので、確認をして頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

水野会長

ただ今の議案についてご質疑を賜ります。質疑が無ければ、本案を可決することに異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

阿部局長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。令和5年

1月13日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

内容としましては、〇〇〇〇さんの所有農地について平成24年から後継者である〇〇〇〇さんに使用貸借をしておりましたが、令和4年1月で使用貸借期間が切れており、改めて使用貸借を結ぶ形になります。貸借期間が切れた要因としましては、経営継承の場合使用貸借期間内に農地の所有権移転（名義変更）が行われることが多いのですが、今回期間内に所有権移転がされておらず、また合意の延長も未申請だったことから1年の空白ができてしまいました。遡及しての適用が不可のため、改めて本日付で使用貸借の合意を結ぶ形になります。農地の所在地については附属資料に航空図が添付してありますのでご確認ください。

森 委 員 これは、通常経営主の名義が変わりますよね。その時に名義変更はなされないのですか。

眞 坂 主 事 名義変更のタイミングについては完全にケースバイケースで、すぐ名義変更する方もいるのですが、引継者の都合で貸借する場合や単純に忘れている場合もあります。

森 委 員 基本的には経営主が変わったときに名義変更をしてもらえるようにした方がよいと思います。それ以外に当人の都合等あれば無理に、とは言いませんが。

水 野 会 長 本来は認定農家の関係が出てくるので、わずかな面積でも、最低限の面積は所有権移転しなくてはならない、というのはあります。
今回の件は1年くらい間が空いているので、おそらく忘れていた、という形だと思います。

森 委 員 先ほど出たように、やはり経営主が変わったタイミング等で、どういった流れで土地の名義変更を進めるかというのは確認しておいた方がよいのかなと思います。

眞 坂 主 事 今後、そのように対応したいと思います。

水 野 会 長 ほかに質疑ございませんか。無ければ本案を可決することに異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

水 野 会 長 異議なしと認めます。よって日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

阿部局長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の申請がありましたので、御審議願います。令和5年1月13日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としましては、〇〇〇〇さんの所有する農地について、〇〇〇〇に所有権の移転をするというものです。

農地につきまして、附属資料をご確認頂きたいと思います。

森委員 これは図面で見ると、実測23町くらいですかね。

水野会長 23町くらいですが、中山間図面を見ると沢の部分は除かれていますね。

丹治委員 正味15町ぐらいになりそうですね。

森委員 15町でこの値段になるんですね。これは賃貸で元々借りていたからこの値段設定になっているんですか。

眞坂主事 令和2年くらいまでずっと賃貸借かけていて、その後賃貸借が切れて置かれていたんですが、所有者の親族の方が売りに出したいということで農協さんにこの金額でお話ししていたようです。おそらくこれまでの賃貸分も加味しての金額設定、ということだと思います。

水野会長 ただ今の議案についてご質疑を賜ります。質疑が無ければ、本案を可決することに異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決いたします。

続いて日程第7、議案第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、ご審議願います。令和5年1月13日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

こちらについては議案書にも書かれている通り、令和5年4月1日付の農地法

の改正により各市町村の農業委員会において本指針の策定が必須となったことから、事務局で指針案を作成しましたので内容をご確認いただきご審議いただけたらと思います。

簡単に、本指針の策定が必須となった経過について説明しますが、令和5年4月1日の農地法の改正に伴い、利用集積での所有権移転が原則不可となります。これにより、農地の所有権移転については一度「農地中間管理機構（公社）」を中継して行わなくてはならず、この「農地中間管理機構」に買取の依頼をかけるにあたり、農業委員会で対象の内の利用計画（案）を作成する必要があります。

要約しますと、各農業委員会においてあらかじめ対象農地の精査、今後の利用方針・計画の作成が必須となることから、本指針を策定し、その指針に乗っ取って農地の管理を行わなくてはいけなくなる、ということになります。

水野会長 今までみたいに、個人での売買や貸借ができなくなり、必ず公社を介して売買等を行わなくてはいけなくなるということです。

眞坂主事 経過措置として、最大2年間の猶予期間がありますので、当村では令和7年の3月まで現行の方式で取引できる予定です。また改正後も3条の制度は残るので、3条をつかった売買・貸借は可能ではあります。しかし、原則公社を経由する決まりになり、かつ公社への手数料が発生する予定のため、今まで無かった費用が発生してしまうことで農家さんに負担が増える部分はあると思います。

森委員 今までだと公社を経由して売買を行うことで税法上の優遇措置等で売り手にも買い手にもメリットがあるということで利用されていたとは思いますが、逆行しているような気がしますね。

眞坂主事 国としても、これまで農地が転用され続け農地自体が減ってきている、農地としての再利用が不可能な土地が増えている状況を踏まえての対策措置だとは思いますが。それだけ農地を減らしたくない、そのために公社を経由し精査した上で取引をしましょう、といった方針だと思いますが。

森委員 これまでは売り手、買い手が決まった状態での売買がほとんどでしたが、それは今後どうなりますか。

眞坂主事 公社を介すことになっても、これまで通り売り手、買い手が決まっている状態での売買が基本となることで変わりありません。逆に、買い手が決まっていない状態では公社の買取はしてもらえません。

森委員 では実質制約だけが増えることになりますよね。

- 水野会長 新規就農では売り手、買い手が決まった状態で取引されるのが基本ですけど、今のこの酪農情勢で離農が進んでいく中で、買い手のいない農家が離農したら中間管理機構は入ってくれない形になる。
- 森委員 相続に関する法律も変更となっているはずですが、誰も買い手がいない場合は国や自治体にいくこととなりますよね。
- 眞坂主事 農業委員会でを行う事務としては、この制度改正により「地域計画」を立て、10年後に誰がその農地を取得するか、という情報を地図に当て込んで、その情報をもとに土地の管理を行うこととなります。
- また、売買等の際に計画書を添付する必要があるため、通常であれば農業委員会で計画書を作成し道に承認を得て再度可決されましたで農業委員会を開く必要があり、単純に今までの2倍農業委員会を開催しなくてはいけなくなるのですが、これについては道から権限移譲を受け短縮できるようになる予定のため、事務的な手間が増えるだけとなります。
- 森委員 土地1筆1筆に地図上で情報を打ち込んでいくことになると思うのですが、事務的に可能なんですか。
- 眞坂主事 先に中山間事業で地域振興会等からの聞き取りは進めていたので、近日中に情報を打ち込むためのタブレットが届くのですが、届き次第情報は打ち込んでいく予定です。
- 森委員 将来的な利用の有無まで管理するとなると、難しいですよ。
- 眞坂主事 趣旨としては、新規就農を希望する人がこの地図を見て、「ここの農地空いてますよね」で土地をあっせんしていくことになるの思うので、利用予定者がいるかないか、の情報整理が先かなと思っています。
- 森委員 新規就農者が溢れているような前提条件ですよ。
- 水野会長 今の話だと、買い手がいるからこそ成り立つ話だと思うのですが、情報を掲載してから買い手を探す、というのは今の情勢からは外れている気がします。であれば中間管理機構が、買い手がいないのに受け付けることはできない、というのは矛盾がある。
- 森委員 中間管理機構が借り換えてくれるならまだわかります。
- 水野会長 この指針は管内の市町村で設定しているところは無かったですよね。

眞坂主事 無いと思います。これも、昨年10月に枝幸町で行われた説明会で初めて情報が下りてきて、必須化となることが分かりました。

森委員 農家は農地という財産をもって経営してきているが、ずっと個人で持ち続けるということではできないので、何らかの利用先・手段があればいいが、無い場合はこの間も日本中で起きてるように耕作放棄地が広がってきているのが現状。そういった中で規制だけかけられても、根本的な解決にはならないだろうと思います。

眞坂主事 担い手の分母が減ってきてるので、1人当たりが許容できる農地も増え続けて限界が来ている、というのが現状だと思います。

都市圏では農地が転用され大型の商業施設が立ち農地として再利用できなくなり、結果農地が減る、というのを防ぐための改正だと思うのですが、同じ条件が町村の規模に当てはまるか、と言われるとそうではないと思うので、本地区的にはそぐわないかもしれません。

水野会長 不満等あるかとは思いますが、法改正で本議案の指針は必須となることから、策定について異議なしとしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてを原案通り可決いたします。

日程第8、その他として、事務局より何かございますか。

阿部局長 ありません。

水野会長 委員の皆様から何かございますか。無ければこれで第4回農業委員会総会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

議長 水野正継

会議録署名委員

守谷学

会議録署名委員

木村建二